

仕 様 書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「廃棄物収集運搬業務（利根導水総合管理所）単価契約」に適用する。

第2節 業務内容

本業務は、次に掲げる施設から生じる廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものである。

- 2-1 業務場所 埼玉県行田市大字須加字船川 4369
独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所
- 2-2 業務期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
(土日祝祭日及び5月1日は除く。年末は28日まで年始は4日から。)
- 2-3 収集回数 ①可燃物 週2回の収集（産業廃棄物を除く）
②不燃物 週1回の収集（産業廃棄物を除く）
- 2-4 参考数量 業務数量は、以下のとおり見込んでいる。
(概算年間数量) 可燃物 4,000kg
不燃物 1,500kg
- 2-5 その他 収集、運搬及び処分を行う廃棄物は、彩北広域清掃組合及び行田市粗大ごみ処理場等で受け入れ可能な事業系一般廃棄物に限るものとする。

第3節 請負代金の請求及び支払

3-1 業務単価

見積書の単価による。ただし、廃棄物の処理費等に変動があった場合及びその他正当な理由により単価が著しく不相当であると認められる場合は、協議のうえ単価を変更することができるものとする。

3-2 月間収集量の報告

受注者は、第2節2-4に掲げる項目毎に月間収集量を記録し、当該月の翌月10日までに機構に報告（任意様式）するものとする。

3-3 請求

受注者は、月額料金の請求書を当該月の翌月10日までに機構に提出するものとする。

3-4 支払

機構は、前項の請求書を受領したときは、速やかに料金を支払うものとする。

第4節 損害の負担

本業務の実施にあたり、物件に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、機構の責に帰する場合を除き、受注者の負担とする。

第5節 法令等の遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令を遵守するとともに、廃棄物の収集、運搬及び処分にあたっては、環境衛生及び公害防止等に留意して、誠実に業務を実施しなければならない。

第6節 契約の解除

受注者が正当な事由がなく業務を行わないとき又は完了する見込みがないと機構が認めたときは、機構は、本契約を解除することができる。

第7節 疑義等

受注者は、この仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。